



鳥取労働局発表
平成21年11月20日

職業安定部職業対策課
課長 脇坂喜啓
障害者雇用担当官
荒尾卓哉
電話 0857-29-1708

鳥取県の民間企業における障害者実雇用率は3年連続の1.78%

(平成21年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

鳥取労働局(局長 ^{ささきしゅういち} 佐々木秀一)は、平成21年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況をとりとまとめた。

障害者の雇用状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けられている事業主が、毎年6月1日現在の状況を国に報告することとされている。

平成21年の結果等におけるポイント

- 1 民間企業(56人以上規模)における状況について
障害者の実雇用率は3年連続の1.78%
法定雇用率(1.8%)達成企業割合は59.0%で、全国平均(45.5%)を上回るものの、対前年比で1.5ポイント低下
- 2 地方公共団体における状況について
県の機関(知事部局、病院局、警察本部の3機関)では、法定雇用率(2.1%)を達成
県教育委員会の実雇用率は1.61%で、前年より0.12ポイント上昇したものの、法定雇用率(2.0%)を下回る
市町村の機関(26機関)では、2機関が法定雇用率(2.1%)を未達成
- 3 今後の対応について
公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し、労働局幹部が指導を行う。
民間企業に対しては、管轄ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、鳥取県高齢・障害者雇用促進協会、鳥取障害者職業センター等と連携したセミナー等による集団指導等を、引き続き実施する。

1 民間企業における雇用状況

雇用されている障害者の数、実雇用率

一般の民間企業（56人以上規模の企業：1.8%の法定雇用率）における障害者雇用数は、927.5人（実人数715人）で、13.5人（実人数12人）減少した。

このうち身体障害者は703.0人（実人数509人）、知的障害者は195.0人（実人数170人）、精神障害者は29.5人（実人数36人）であった。

平成20年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は83.0人（実人数72人）で、前年より3.0人減少した。

実雇用率は、3年連続して1.78%であった。

法定雇用率達成企業（206企業）の割合は59.0%で、前年10年ぶりに超えた6割（60.5%）を1.5ポイント下回った。

法定雇用率未達成企業（143社）のうち0人雇用企業が96企業（67.1%）、1人不足（0.5人を含む）が101企業（70.6%）、0人雇用かつ1人不足企業が74企業（51.7%）となり、前年よりいずれも増加した。

〔総括表、1(1)概況〕

産業別の状況

産業別の障害者雇用数は、前年より、医療・福祉において30.5人、生活関連サービス業、娯楽業で14.0人増加したが、製造業で46.5人、複合サービス業で14.5人減少した。他の業種では、わずかな増減又は横ばいとなった。

実雇用率は、農、林、漁業で1.59ポイント、金融業、保険業で0.22ポイント上昇したが、一方、生活関連サービス業、娯楽業で1.19ポイント、情報通信業で0.51ポイント、建設業で0.23ポイント、複合サービス事業で0.22ポイント低下しており、他の業種はわずかな増減又は横ばいとなった。

法定雇用率達成企業の割合は、農、林、漁業と不動産業、物品賃貸業が100%で、金融業、保険業は75%と32.1ポイントの大幅上昇となったほか、卸売業、小売業と製造業で僅かに上昇したものの、他の業種では同水準又は低下しており、運輸業、郵便業と複合サービス事業では20.0ポイント低下した。

〔1(2)産業別の雇用状況〕

企業規模別の状況

企業規模別に見ると、56～99人規模企業で33.5人、300～499人規模企業で4.5人増加したが、100～299人規模企業で20人、500～999人規模企業で25.5人、1,000人以上規模企業では6人の減少となった。

実雇用率は、56～99人規模企業と300～499人規模企業で共に0.11ポイント上昇したが、100～299人規模企業で0.01ポイント、500～999人規模企業で0.17ポイント、1,000人以上規模企業も0.24ポイント減少した。

法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上規模企業が前年に続き100%となり、300～499人規模企業で9.0ポイント上昇したが、500～999人規模企業で21.7ポイント低下した。56～99人並びに100～299人規模企業は、ほぼ横ばいだった。

〔1(3)企業規模別の雇用状況〕

独立行政法人等の状況

独立行政法人等（48人以上規模の法人：2.1%の法定雇用率）における実雇用率は、0.25ポイント減少し、1.86%となり法定雇用率未達成となった。

〔総括表〕

2 地方公共団体における在職状況

県の機関における在職状況

県の機関（職員数 48 人以上：2.1 %の法定雇用率）の実雇用率は 2.53 %で、0.29 ポイント上昇した。

3 機関の全てが法定雇用率を達成した。〔総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況〕

県の教育委員会における在職状況

県の教育委員会（職員数 50 人以上：2.0 %の法定雇用率）の実雇用率は、0.12 ポイント上昇し、1.61 %であった。〔総括表、2(3)各機関の状況〕

市町村の機関における在職状況

市町村の機関（職員数 48 人以上：2.1 %の法定雇用率）の実雇用率は、前年を若干下回る 2.26 %であった。

26 機関中 2 機関が法定雇用率未達成であった。

〔総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況〕

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業	1 . 8 %
		（ 5 6 人以上規模の企業 ）	
		特殊法人	2 . 1 %
		（ 労働者数 4 8 人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人 ）	
○ 国、地方公共団体		2 . 1 %
		（ 4 8 人以上規模の機関 ）	
都道府県等の教育委員会		2 . 0 %
		（ 5 0 人以上規模の機関 ）	

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成21年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率1.8%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成企業の数	達成割合
鳥取県	52,078 人 (52,922 人)	927.5 人 (941.0 人)	1.78 % (1.78 %)	206 / 349 (211 / 349)	59.0 % (60.5 %)
全国	20,441,198 人 (20,499,012 人)	332,811.5 人 (325,603.0 人)	1.63 % (1.59 %)	32,891 / 72,328 (32,803 / 73,042)	45.5 % (44.9 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
鳥取県	4,274 人 (4,263 人)	108.0 人 (95.5 人)	2.53 % (2.24 %)	3 / 3 (2 / 3)	100.0 % (66.7 %)
全国	315,993 人 (326,448 人)	7,825.0 人 (7,968.5 人)	2.48 % (2.44 %)	155 / 160 (152 / 160)	96.9 % (95.0 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
鳥取県	5,026 人 (5,051 人)	113.5 人 (115.5 人)	2.26 % (2.29 %)	24 / 26 (26 / 27)	92.3 % (96.3 %)
全国	946,950 人 (962,319 人)	22,417.5 人 (22,397.0 人)	2.37 % (2.33 %)	2,146 / 2,448 (2,107 / 2,512)	87.7 % (83.9 %)

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成機関の数	達成割合
鳥取県	4,164 人 (4,230 人)	67.0 人 (63.0 人)	1.61 % (1.49 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
全国	634,186 人 (645,933 人)	10,921.0 人 (10,459.0 人)	1.72 % (1.62 %)	75 / 138 (78 / 141)	54.3 % (55.3 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

区分	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	法定雇用率達成法人の数	達成割合
鳥取県	1,506 人 (1,424 人)	28.0 人 (30.0 人)	1.86 % (2.11 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)
全国	251,756 人 (243,297 人)	5,314.0 人 (4,999.5 人)	2.11 % (2.05 %)	177 / 243 (181 / 248)	72.8 % (73.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号までの法人を指す。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	企業 349 (349)	人 52,078 (52,922)	人 219 (220)	人 13 (15)	人 470 (480)	人 13 (12)	人 927.5 (941.0)	人 83.0 (86.0)	% 1.78 (1.78)	企業 206 (211)	% 59.0 (60.5)
全 国	72,328 (73,042)	20,441,198 (20,499,012)	86,331 (84,523)	6,089 (5,611)	153,029 (150,190)	2,063 (1,512)	332,811.5 (325,603.0)	29,985.0 (36,840.5)	1.63 (1.59)	32,891 (32,803)	45.5 (44.9)

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	人 927.5 (941.0)	人 194 (196)	人 10 (14)	人 305 (328)	人 703 (734)	人 40 (58)	人 25 (24)	人 3 (1)	人 142 (140)	人 195 (189)	人 33 (22)	人 23 (12)	人 13 (12)	人 29.5 (18.0)	人 10.0 (6.0)
全 国	332,811.5 (325,603.0)	75,396 (74,273)	4,443 (4,065)	113,031 (113,432)	268,266 (266,043)	20,996 (27,348)	10,935 (10,250)	1,646 (1,546)	33,319 (31,517)	56,835 (53,563)	7,001 (7,453)	6,679 (5,241)	2,063 (1,512)	7,710.5 (5,997.0)	1,988.0 (2,039.5)

〔1(1) 表の注〕

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

〔1(1) 表の注〕

- 注1 欄の「障害者の数」とは のe欄の計である。
- 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 のa、c欄及び のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、 のb欄及び のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 産業別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
産業計	企業 349 (349)	人 52,078 (52,922)	人 219 (220)	人 13 (15)	人 470 (480)	人 13 (12)	人 927.5 (941.0)	人 83.0 (86.0)	% 1.78 (1.78)	企業 206 (211)	% 59.0 (60.5)
農、林、漁業	企業 1 (1)	人 63 (59)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	人 1.0 (0.0)	% 1.59 (0)	企業 1 (0)	% 100.0 (0.0)
鉱業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	6 (7)	622 (651)	2 (3)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	10.0 (12.0)	2.0 (1.0)	1.61 (1.84)	4 (6)	66.7 (85.7)
製造業	110 (117)	17,276 (18,424)	87 (97)	3 (7)	139 (161)	1 (2)	316.5 (363.0)	9.0 (22.0)	1.83 (1.97)	76 (80)	69.1 (68.4)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	124 (123)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	7 (7)	1,061 (1,040)	5 (7)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	14.0 (19.0)	2.0 (2.0)	1.32 (1.83)	4 (4)	57.1 (57.1)
運輸業、郵便業	10 (10)	1,359 (1,445)	5 (4)	0 (0)	12 (16)	0 (0)	22.0 (24.0)	4.0 (1.0)	1.62 (1.66)	4 (6)	40.0 (60.0)
卸売業、小売業	76 (76)	10,300 (10,714)	23 (24)	1 (2)	69 (67)	2 (2)	117.0 (118.0)	8.0 (14.0)	1.14 (1.10)	35 (32)	46.1 (42.1)
金融業、保険業	8 (7)	2,007 (1,977)	6 (5)	0 (0)	22 (19)	0 (0)	34.0 (29.0)	5.0 (2.0)	1.69 (1.47)	6 (3)	75.0 (42.9)
不動産業、物品賃貸業	1 (1)	61 (61)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.64 (1.64)	1 (1)	100.0 (100.0)
学術研究、専門・技術サービス業	4 (4)	352 (357)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	1.14 (1.12)	2 (2)	50.0 (50.0)
宿泊業、飲食サービス業	18 (14)	1,540 (1,252)	1 (2)	0 (0)	10 (6)	0 (0)	12.0 (10.0)	1.0 (1.0)	0.78 (0.80)	5 (5)	27.8 (35.7)
生活関連サービス業、娯楽業	8 (8)	1,740 (1,249)	21 (18)	0 (0)	60 (52)	0 (0)	102.0 (88.0)	11.0 (11.0)	5.86 (7.05)	6 (7)	75.0 (87.5)
教育・学習支援業	7 (7)	572 (599)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	0.70 (0.67)	2 (2)	28.6 (28.6)
医療・福祉	59 (56)	10,367 (9,737)	52 (41)	7 (6)	98 (92)	8 (5)	213.0 (182.5)	30.0 (21.5)	2.05 (1.87)	39 (39)	66.1 (69.6)
複合サービス事業	5 (6)	1,849 (2,459)	4 (9)	0 (0)	19 (23)	1 (2)	27.5 (42.0)	1.0 (4.5)	1.49 (1.71)	4 (6)	80.0 (100.0)
サービス業	27 (26)	2,785 (2,775)	11 (8)	2 (0)	25 (28)	1 (1)	49.5 (44.5)	9.0 (6.0)	1.78 (1.60)	17 (18)	63.0 (69.2)

注 1 (1) の表と同じ
産業計はその他分類不能の産業を含む。

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
産業計	927.5 (941.0)	194 (196)	10 (14)	305 (328)	703 (734)	40 (58)	25 (24)	3 (1)	142 (140)	195 (189)	33 (22)	23 (12)	13 (12)	29.5 (18.0)	10.0 (6.0)
農、林、漁業	1.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	
鉱業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	10.0 (12.0)	2 (3)	0 (0)	6 (6)	10 (12)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
製造業	316.5 (363.0)	83 (94)	3 (7)	107 (123)	276 (318)		4 (3)	0 (0)	31 (37)	39 (43)		1 (1)	1 (2)	1.5 (2.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	14.0 (19.0)	5 (7)	0 (0)	3 (4)	13 (18)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	
運輸業、郵便業	22.0 (24.0)	5 (4)	0 (0)	12 (16)	22 (24)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
卸売業、小売業	117.0 (118.0)	21 (21)	1 (2)	52 (48)	95 (92)		2 (3)	0 (0)	14 (18)	18 (24)		3 (1)	2 (2)	4.0 (2.0)	
金融業、保険業	34.0 (29.0)	6 (5)	0 (0)	22 (19)	34 (29)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
不動産業、物品賃貸業	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	4.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	4 (4)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	12.0 (10.0)	1 (1)	0 (0)	5 (5)	7 (7)		0 (1)	0 (0)	5 (1)	5 (3)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	102.0 (88.0)	7 (3)	0 (0)	7 (6)	21 (12)		14 (15)	0 (0)	50 (44)	78 (74)		3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)	
教育・学習支援業	4.0 (4.0)	1 (1)	0 (0)	2 (2)	4 (4)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療・福祉	213.0 (182.5)	49 (40)	5 (5)	57 (59)	160 (144)		3 (1)	2 (1)	29 (27)	37 (30)		12 (6)	8 (5)	16.0 (8.5)	
複合サービス事業	27.5 (42.0)	4 (9)	0 (0)	14 (19)	22 (37)		0 (0)	0 (0)	3 (3)	3 (3)		2 (1)	1 (2)	2.5 (2.0)	
サービス業	49.5 (44.5)	9 (7)	1 (0)	15 (18)	34 (32)		2 (1)	1 (0)	10 (10)	15 (12)		0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	

注 1(1) の表と同じ
産業計はその他分類不能の産業を含む。

(3) 企業規模別の雇用状況

概況

区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数						実雇用率 E ÷ ×100	法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 349 (349)	人 52,078 (52,922)	人 219 (220)	人 13 (15)	人 470 (480)	人 13 (12)	人 927.5 (941.0)	人 83.0 (86.0)	% 1.78 (1.78)	企業 206 (211)	% 59.0 (60.5)
56～99	企業 166 (153)	人 12,334 (11,354)	人 61 (53)	人 5 (2)	人 142 (128)	人 4 (3)	人 271.0 (237.5)	人 34.0 (29.0)	% 2.20 (2.09)	企業 101 (94)	% 60.8 (61.4)
100～299	148 (159)	21,947 (23,130)	65 (70)	5 (8)	167 (174)	4 (4)	304.0 (324.0)	28.0 (26.5)	1.39 (1.40)	82 (91)	55.4 (57.2)
300～499	18 (19)	6,191 (6,333)	29 (27)	2 (3)	60 (59)	3 (2)	121.5 (117.0)	9.0 (18.0)	1.96 (1.85)	13 (12)	72.2 (63.2)
500～999	15 (16)	8,902 (9,422)	37 (43)	0 (1)	80 (92)	1 (2)	154.5 (180.0)	11.0 (12.5)	1.74 (1.91)	8 (12)	53.3 (75.0)
1,000以上	2 (2)	2,704 (2,683)	27 (27)	1 (1)	21 (27)	1 (1)	76.5 (82.5)	1.0 (0.0)	2.83 (3.07)	2 (2)	100.0 (100.0)

注 1(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
規模計	人 927.5 (941.0)	人 194 (196)	人 10 (14)	人 305 (328)	人 703 (734)	人 40 (58)	人 25 (24)	人 3 (1)	人 142 (140)	人 195 (189)	人 33 (22)	人 23 (12)	人 13 (12)	人 29.5 (18.0)	人 10.0 (6.0)
56～99	人 271.0 (237.5)	人 42 (36)	人 3 (2)	人 62 (69)	人 149 (143)	人 19 (17)	人 2 (0)	人 72 (58)	人 112 (92)	人 8 (1)	人 4 (3)	人 10.0 (2.5)			
100～299	304.0 (324.0)	61 (67)	4 (7)	121 (128)	247 (269)	4 (3)	1 (1)	40 (43)	49 (50)	6 (3)	4 (4)	8.0 (5.0)			
300～499	121.5 (117.0)	27 (23)	2 (3)	42 (44)	98 (93)	2 (4)	0 (0)	15 (12)	19 (20)	3 (3)	3 (2)	4.5 (4.0)			
500～999	154.5 (180.0)	37 (43)	0 (1)	64 (68)	138 (155)	0 (0)	0 (0)	11 (20)	11 (20)	5 (4)	1 (2)	5.5 (5.0)			
1,000以上	76.5 (82.5)	27 (27)	1 (1)	16 (19)	71 (74)	0 (0)	0 (0)	4 (7)	4 (7)	1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)			

注 1(1) の表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 3 (3)	人 4,274 (4,263)	人 37 (33)	人 0 (0)	人 34 (29)	人 0 (1)	人 108.0 (95.5)	人 19.0 (6.5)	% 2.53 (2.24)	機関 3.0 (2.0)	% 100.0 (66.7)
全 国	160 (160)	315,993 (326,448)	1,981 (1,988)	53 (42)	3,810 (3,950)	0 (1)	7,825.0 (7,968.5)	189.0 (195.5)	2.48 (2.44)	155.0 (152.0)	96.9 (95.0)

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分
鳥取県	人 108.0 (95.5)	人 37 (33)	人 0 (0)	人 27 (24)	人 101 (90)	人 16 (3)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 6 (3)	人 6 (3)	人 3 (2)	人 1 (2)	人 0 (1)	人 1.0 (2.5)	人 0.0 (1.5)
全 国	7,825.0 (7,968.5)	1,979 (1,984)	53 (42)	3,721 (3,885)	7,732 (7,895)	172 (189)	2 (4)	0 (0)	25 (13)	29 (21)	17 (5)	64 (52)	0 (1)	64.0 (52.5)	0.0 (1.5)

[2(1) 表の注]

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1) 表の注]

- 注1 欄の「障害者の数」とは e欄の計である。
- 2 a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出にダブルカウントとしている。
- 3 d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 a欄及び c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、b欄及び d欄の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 f欄の「うち新規雇用分」は平成20年6月2日から平成21年6月1日までの1年間に新規に障害者数である。
- 6 ()内は平成20年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

概況

区分	機関数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数						実雇用率 E ÷ F × 100	法定雇用率達成機関の数	法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A × 2 + B + C + D × 0.5	F. うち新規雇用分			
鳥取県	機関 26 (27)	人 5,026 (5,051)	人 20 (21)	人 4 (1)	人 69 (72)	人 1 (1)	人 113.5 (115.5)	人 5.0 (4.0)	% 2.26 (2.29)	機関 24 (26)	% 92.3 (96.3)
全国	2,448 (2,512)	946,950 (962,319)	5,745 (5,696)	177 (160)	10,739 (10,839)	23 (12)	22,417.5 (22,397.0)	903.5 (893.0)	2.37 (2.33)	2,146 (2,107)	87.7 (83.9)

注 2(1) の表と同じ

障害種別雇用状況

区分	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a × 2 + b + c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c + d × 0.5	f. うち新規雇用分	
鳥取県	113.5 (115.5)	19 (20)	4 (1)	69 (72)	111 (113)	5 (2)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (2)	0 (0)	1 (1)	0.5 (0.5)	0.0 (0.0)	
全国	22,417.5 (22,397.0)	5,720 (5,670)	161 (142)	10,133 (10,344)	21,734 (21,826)	795 (779)	25 (26)	16 (18)	297 (253)	363 (323)	70 (95)	309 (242)	23 (12)	320.5 (248.0)	36.5 (19.0)	

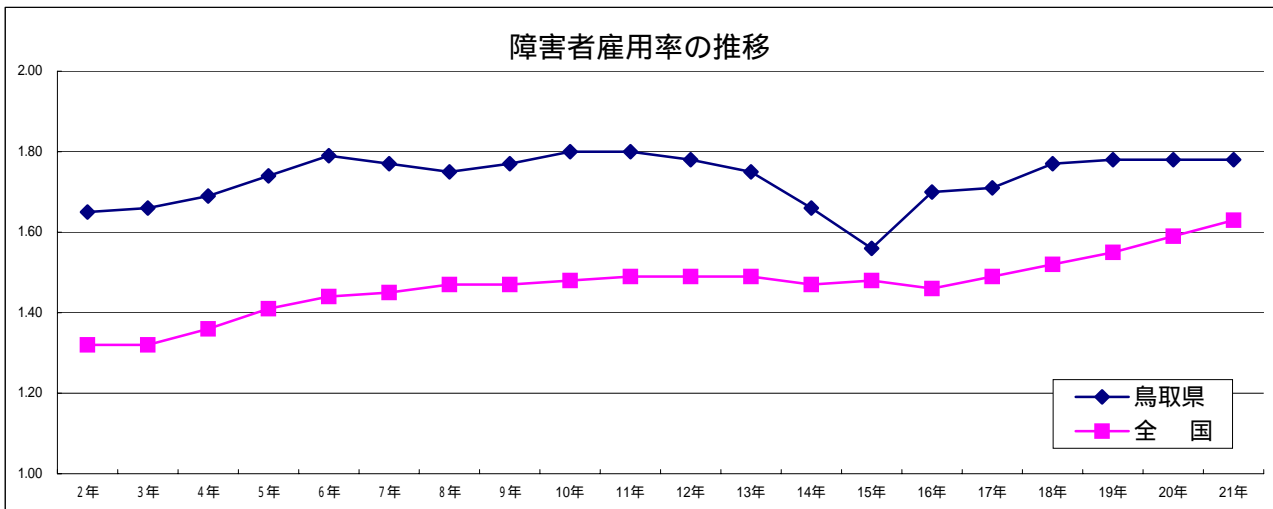
注 2(1) の表と同じ

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機 関 名	法定雇用障害者の 算定の基礎となる職員数	障害者の数	実 雇 用 率	不 足 数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,477	91.0	2.62	0.0	特例認定あり(注4)
鳥取県病院局	508	11.0	2.17	0.0	
鳥取県警察本部	289	6.0	2.08	0.0	
鳥取県教育委員会	4,164	67.0	1.61	16.0	
鳥 取 市	1,067	30.0	2.81	0.0	
米 子 市	826	18.0	2.18	0.0	特例認定あり(注4)
倉 吉 市	300	6.0	2.00	0.0	
境 港 市	219	5.0	2.28	0.0	
岩 美 町	168	3.0	1.79	0.0	特例認定あり(注4)
若 桜 町	58	1.0	1.72	0.0	
智 頭 町	112	3.0	2.68	0.0	
八 頭 町	212	5.0	2.36	0.0	
三 朝 町	68	3.0	4.41	0.0	
北 栄 町	150	4.0	2.67	0.0	
湯梨浜町	180	3.0	1.67	0.0	
琴 浦 町	114	3.0	2.63	0.0	
大 山 町	228	4.0	1.75	0.0	
南 部 町	113	4.0	3.54	0.0	
伯 耆 町	108	3.0	2.78	0.0	
日 南 町	82	1.0	1.22	0.0	
日 野 町	63	1.0	1.59	0.0	
鳥取市教育委員会	136	5.0	3.68	0.0	
倉吉市教育委員会	70	1.0	1.43	0.0	
鳥取市水道局	93	2.0	2.15	0.0	
米子市水道局	117	2.0	1.71	0.0	
鳥取市立病院	141	0.0	0.00	2.0	
国民健康保険智頭病院	99	0.0	0.00	2.0	
南部町国民健康保険西伯病院	126	2.5	1.98	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	59	1.0	1.69	0.0	
日野病院組合	117	3.0	2.56	0.0	

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付で、鳥取県企業局と特例認定を受けている。
米子市は、平成15年2月26日付で、米子市教育委員会と特例認定を受けている。
岩美町は、平成18年2月23日付で、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

年	鳥 取 県						全 国	
	項目 企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数		障害者数	実雇用率
					社	%		
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
対前年	0	844	13.5	0.00	5	1.5	7,208.5	0.04



(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）